

資格取得のご案内

「下記の通り、特別教育の講習をご案内申し上げます。」

1. フルハーネス型墜落防止用具

労働安全衛生法第59条第3項による、高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難な所において、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に特別教育が必要です。高さが6.75m以上であれば、フルハーネス型の使用義務が発生します。

開催日	令和4年9月3日(土)
講習時間	第1日目学科 開始9:00~終了16:10(学科・実技)
講習料金	12,500円(テキスト代を含む)(6時間)
講習場所	山口統括本部 2階第3会議室及び敷地内
申込期限	令和4年8月26日(土)
参加定員	※5人以下の場合は延期となります



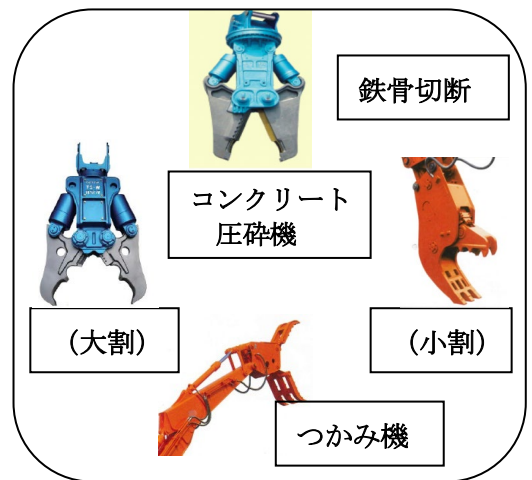
2. 小型車両系建設機械(解体用)運転の業務に係る特別教育(小型車両系建設機械《整地等》修了者)

労働安全衛生規則第36条第9号に基づき、運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規定の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施しなければならない。

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)による労働災害の防止に関して、平成25年4月12日に、[労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(平成25年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」という。\)](#)が公布されるとともに、[安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示\(平成25年厚生労働省告示第141号。以下「改正告示」という。\)](#)が公示され、同年7月1日から施行されることとされた。

※ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の4機種を対象としたものになります。(平成25年7月1日)

開催日	令和4年9月17日(土) 学科・実技
講習時間	開始9:00~終了12:10(3時間)
講習料金	13,000円(テキスト代を含む)
講習場所	学科 山口統括本部 2階 実技 山口統括本部敷地内
申込期限	令和4年9月9日(金)
参加定員	※5人以下の場合は延期となります



受講を希望される方は、山口統括本部組合員課にお尋ね下さい。受講申込みはJA山口県HP内に備え付けてありますので申込期限までに提出をお願いします。受講料金は講習会当日にご持参下さい。当日は実技もあるため汚れても良い服装でお越しください。本人を確認できる公的書類(運転免許証裏表等)コピー添付。小型車両系建設機械(解体)受講希望者は小型車両系建設機械(整地等)修了証の写しも添付し、原本に写真を貼り付けて提出ください。※申込用紙の写真は、修了証作成に使用します。昼食は自身でご準備ください。講習会開始15分前に集合下さい。※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い中止となる場合がありますが、申込者には別途ご連絡させていただきます。山口県外の方の受講は感染防止対策によりご遠慮ください。



主催:JA山口県山口青壮年部

〒753-8537 山口市維新公園3丁目11番1号

山口県農業協同組合 山口統括本部総務管理部 組合員課

TEL 083-922-5647 FAX 083-923-6611